

AI オンデマンドバスの運行について

1 路線概要について

(1) 運行事業者

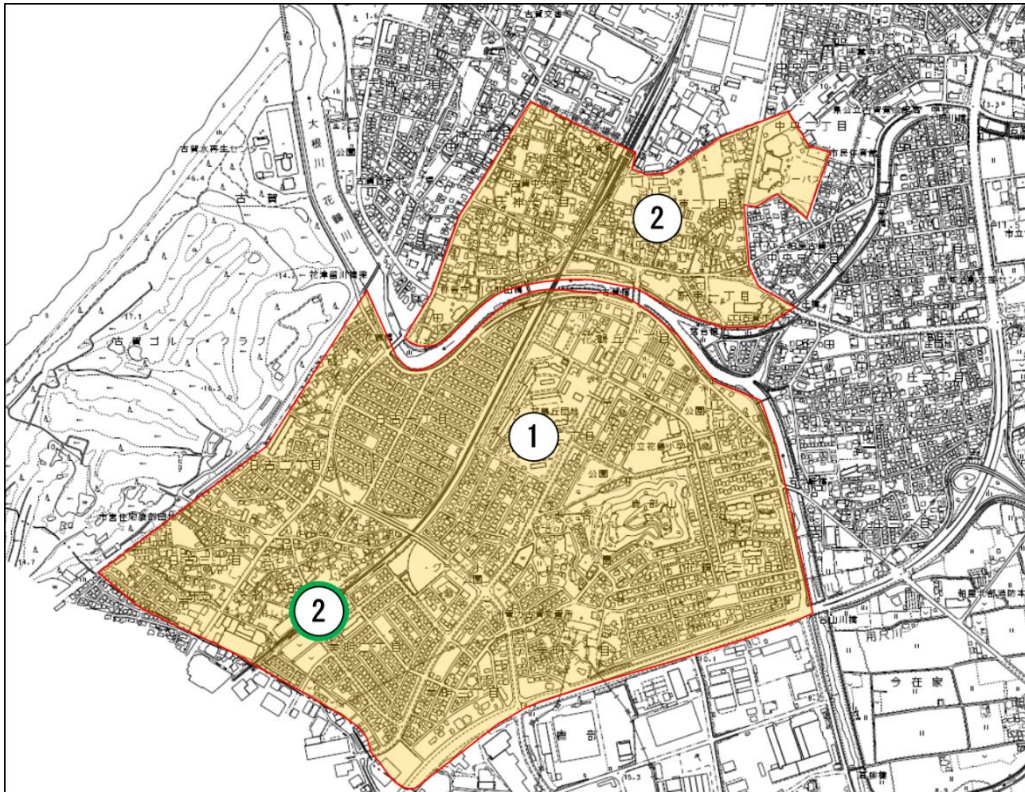
花鶴タクシー有限公司、株式会社古賀タクシー

(2) 運行の態様

区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

- ① 花鶴丘1～3丁目、日吉1～3丁目、美明1～3丁目（ししぶ駅を除く。）
- ② 天神1丁目、駅東1～2丁目、中央2丁目、ししぶ駅



(4) 運行の区間

営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域①内のミーティングポイント
 営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所
 営業区域②内の特定乗降場所 ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所

(5) 利用種別

営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域①内のミーティングポイント
 営業区域①内のミーティングポイント ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所
 営業区域②内の特定乗降場所 ⇔ 営業区域②内の特定乗降場所

※古賀駅西口⇔東口間、ししぶ駅西口⇔東口間の利用のみ不可

(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び特定乗降場所間を効率的に運行

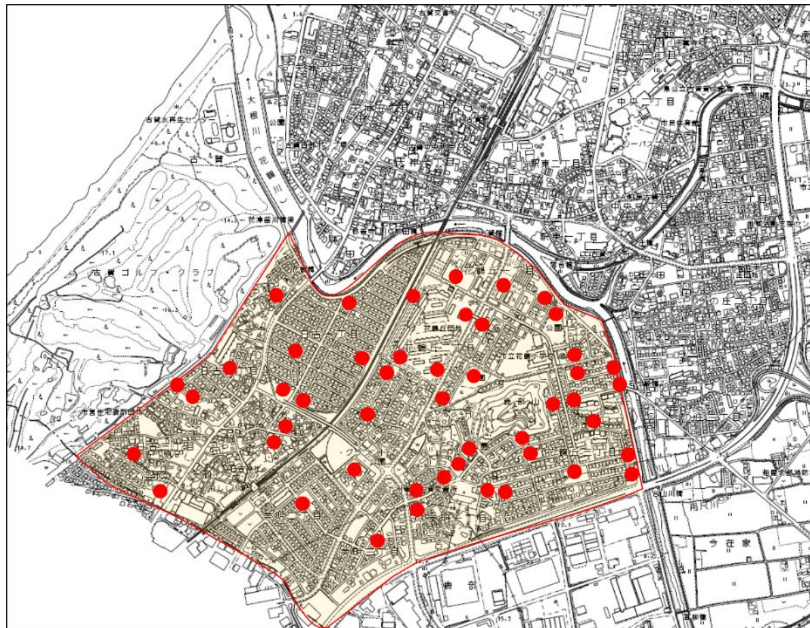
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び特定乗降場所

○ミーティングポイント

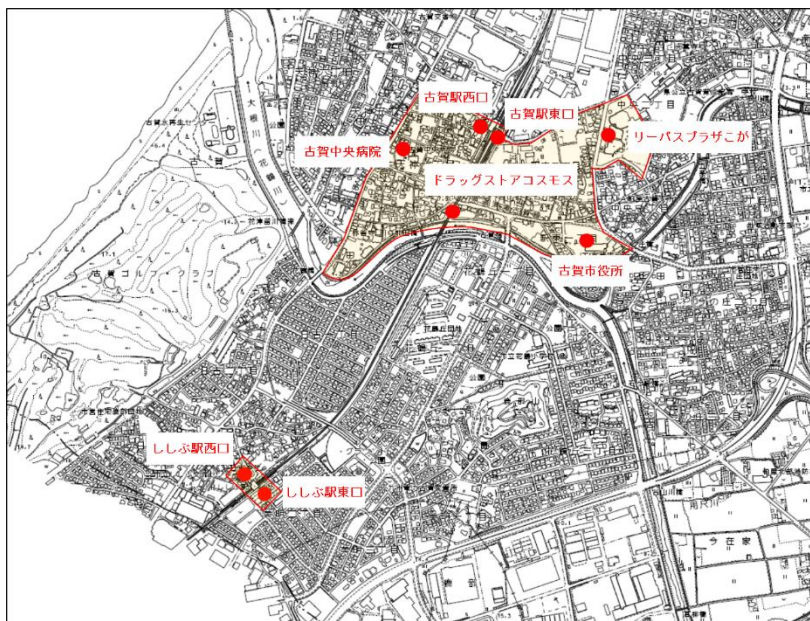
(花鶴丘1~3丁目、日吉1~3丁目、美明1~3丁目(ししぶ駅を除く。))



※ミーティングポイントの設置については、一部変更となる可能性がある。
事務局にて関係者と協議のうえ決定、設置する。

○特定乗降場所

(天神1丁目、駅東1~2丁目、中央2丁目、ししぶ駅)



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く）8名）2台

需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数は変動予定

車いすでの乗車不可

利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



※上記はイメージであり、実際の車体のデザインは現在検討中です。

(10) 運行日時

運行日：平日及び土日祝日（12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長が必要と認めた日を除く。）

運行時間帯：平日 7:00～20:00、土日祝 8:00～18:00

運行間隔：「ミーティングポイント（特定乗降場所）→ミーティングポイント（特定乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

(11) 予約方法

予約方法：事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。

予約・取消受付：乗車日の7日前より乗車直前まで予約・取消可能
ただし、電話予約は平日の9:00～17:00のみ



(12) 運賃

種類		額及び適用方法		
		① ⇄ ①	① ⇄ ②	② ⇄ ②
運賃	大人(中学生以上)	200 円	300 円	300 円
	小児	100 円	200 円	200 円
	幼児(未就学児)※1	100 円	200 円	200 円
	乳児(1歳未満)	無料	無料	無料
	障がいのある人※2	100 円	200 円	200 円
決済手段	現金	乗車時	乗車時	乗車時
	交通系 IC カード	乗車時	乗車時	乗車時

※1 未就学児は、保護者同伴で2名まで無料

※2 障がいのある人の同乗の介助者は、1名まで無料

(13) 割引等

アプリの利用者対象に、初回登録時400円分の割引クーポンを発行。

その他割引の種類及び適用期間については、事務局にて関係者との協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果については、事務局より地域公共交通会議に報告する。

(14) 運行開始日

運行開始日：令和4年10月1日（予定）

(15) 地域との協議状況

今回の運行については、地域協議会（花鶴丘1～3丁目区・日吉台区・鹿部区）に説明し、合意が得られている。

2 議決事項

(1) 理由

花鶴丘・日吉・美明地区のバス路線を補完する交通として、公共交通の利便性向上に資することからA I オンデマンドバスの運行を行うもの。

(2) 議決事項

- ① 運行の態様：区域運行
- ② 区域設定：花鶴丘 1～3 丁目、日吉 1～3 丁目、美明 1～3 丁目
天神 1 丁目、駅東 1～2 丁目、中央 2 丁目
- ③ 運賃申請：届出運賃
- ④ 使用車両：ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く 8 名））を使用
- ⑤ 処理期間の短縮
- ⑥ 運行開始日：令和 4 年 10 月 1 日

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置

- ① 運行の態様、②区域の設定（区域運行の実施に係る弾力化）
→ 協議を整えることにより、大字・地区単位での運行可能。
- ③ 運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）
→ 協議を整えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。
- ④ 使用車両（使用する車両の弾力化）
- ⑤ 車両台数（最低車両数の弾力化）
→ 営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用 3 両＋予備 1 両）を運行車両数 1 台、予備車両数 1 台での運行とする
- ⑥ 処理期間の短縮
→ 協議を整えることにより、事業計画の認可に係る処理期間が短縮。